書式第１２（法第28条関係）　　２０２６（令和８）年６月２日

令和７年度事業報告書

特定非営利活動法人　日本サハリン協会

協会の会計年度に従って、令和７年４月１日から令和８年３月３１日の事業報告を提出する。

１　事業の成果

国の委託事業であるサハリン、ロシア大陸（旧ソ連地区）からの残留邦人の一時帰国は、令和５年度に４年ぶりに再開し、令和７年度も４月から１０月にかけて９グループ、介護者を含め計５０名の一時帰国を受け入れることができた。このほか永住帰国者の生活サポート（病院への付き添いなどの生活支援や通訳支援）、病気の治療や生活上の困りごとへの対応などについては、前年度に続き、協会独自の事業として該当年度も継続して行った。また永住帰国者の高齢化に伴い令和５年度より支援体制を整えた独居永住者の「死後事務委任契約」についても継続して行っている。協会が管理する残留日本人の共同墓所に関しては、４人の遺骨の納骨を行った。

２　特定非営利活動に係る事業

（１）一時帰国者、永住帰国者受け入れ事業、事務手続等

サハリンからの一時帰国では、従来から査証申請、帰国者親族との連絡、厚生労働省、都道府県、在外公館と緊密な打合せをおこなっている。当該年度はサハリンおよびロシア大陸（旧ソ連地区）からの残留邦人２５名と介護者２５名の帰国にあたり、帰国のための事務手続きの他、航空運賃の立替払い、空港での出迎え、滞在地までの帯同などを行った。当該年度もロシアからの直行便運航停止が続いたためサハリンやモスクワなどのロシア国内、あるいはベラルーシの各空港から北京経由で羽田空港へ、その後、東京都内のほか北海道へ移動というルートを利用せざるをえない状態は続いた。このため、航空券の手配の煩雑化や高齢の残留邦人の移動困難な状態も続いた。そうした状況の中、前年度より新たに旅行会社と共同での企画運営は２年目ということもあり、十分な成果を上げることができた。

該当年度には対象者がなかったため、永住帰国者受け入れ事業は実施していない。ただ、高齢の親の介護や看護を目的とした子ども世代の訪日希望者が増えており、手続き等の支援が増えている。該当年度にも永住帰国した母親の介護のため、急遽サハリンから訪日する親族に対し、査証発給や在留許可申請等の支援を行った。

こうした事業はサハリン日本人会事務所や在ユジノサハリンスク総領事館と連携して実施しているが、ウクライナ侵攻に対するロシアへの制裁措置等の影響により、該当年度についても書類のやり取りなどについては困難を極めた。

（２）その他の事業

北海道庁の「中国残留邦人等地域生活支援事業」委託は令和５年度を持って終了したが、永住帰国者の生活サポート（病院への付き添いなどの生活支援や通訳支援）については、その必要性を鑑み、協会事業として引き続き実施した。日本の葬儀に不慣れな永住者家族への葬祭支援は行われなかったが、樺太等残留日本人のための共同墓所の管理を行い、該当年度に関しては４柱の納骨を行った。

（３）独居永住帰国者死去に伴う死後事務対応支援

永住帰国した残留邦人の多くが高齢化し、近年は永住者の葬儀関係の支援が必要となっているが、喫緊の課題となっているのが単身での永住や、夫婦で永住したものの連れ合いに先立たれ一人で生活していた独居永住者の死後事務対応である。この件に関して、協会としてはあらかじめ本人の生前に「死後事務委任契約」を結ぶ支援体制を令和５年度より整えてきた。該当年度の契約履行はなかったが、該当者の健康状況などについて、常に把握するとともに、契約者の在外親族とも連絡を取るように務めている。

（４）会報の発行

従事者の人数　　６人

受益対象者の人数　約２５０人

会報「チャイカ」４８号（２０２５年８月）、４９号（２０２５年１２月）、５０号（２０２６年３月）を発行して、サハリン、ロシア大陸残留邦人に関する情報等を発信。会員および関係省庁・支援団体等に配布し、情報交換・啓蒙に役立てた。なお令和６年１０月の郵便料金大幅値上げを受けて、経費節減と情報の迅速な発信のため、メールでの送信が可能な会員については、順次、紙ベースからデータベースでの発信へと切り替えを進めている。

以上

事 業 報 告 書

【令和 7年度】

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月 31日

特定非営利活動法人 日本サハリン協会

令和 7年度　活動計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人
日本サハリン協会

(単位: 円)

科　　目	金　　額	
Ⅰ　収入の部		
1　委託金収入	26,162,771	
2　会費 ・ 入会金収入	1,269,000	
3　寄付金収入	1,192,944	
4　受取利息	26,970	
5　雑収入	55,363	
当期収入合計		28,707,048
Ⅱ　支出の部		
1　事業費		
墓参旅費交通費	1,195,928	
自動車借上料	1,918,000	
会場費会議費	112,730	
帰国者宿泊料	320,560	
諸謝金	655,000	
通訳世話人宿泊費	795,366	
旅行保険料	133,000	
雑役務費	1,252,910	6,383,494
2　管理費		
給与手当	10,312,424	
雑給	2,943,680	
法定福利費	974,097	
福利厚生費	10,018	
旅費交通費	940,703	
通信費	576,809	
交際費	38,534	
会議費	197,885	
翻訳料	103,000	
地代家賃	2,966,427	
リース料	1,137,735	
水道光熱費	137,401	
消耗品費	282,402	
租税公課	1,530,300	
運賃	12,644	
諸会費	10,000	
雑費	326,463	22,500,522
当期支出合計		28,884,016
当期正味財産増減額		△ 176,968
前期繰越正味財産額		14,850,275
次期繰越正味財産額		14,673,307

令和7年度　貸借対照表

令和8年3月31日現在

特定非営利活動法人

日本サハリン協会

(単位: 円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金			
現金	75,739		
当座預金	1,377,812		
普通預金	12,678,244	14,131,795	
前払費用		581,430	
流動資産合計			14,713,225
2　固定資産		0	
固定資産合計			0
資産合計			14,713,225
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
預り金		39,918	
仮受金		0	
流動負債合計			39,918
2　固定負債		0	
固定負債合計			0
負債合計			39,918
Ⅲ　正味財産の部			14,673,307
前期繰越正味財産			14,850,275
当期正味財産増加額			△ 176,968
正味財産合計			14,673,307
負債及び正味財産合計			14,713,225

計算書類の注記

1　重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日　2011年11月20日一部改正NPO法人会計基準協議会)によっています。

2　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却しています。

なお、固定資産は所有しておりません。

3　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

4　立替金はありません。

5　預り金　39，918円の内訳は次の通りです。

源泉所得税預り金	1，620円	雇用保険預り金	13，758円
社会保険料預り金	24，540円	計	39，918円

令和 7年度　財産目録

令和 8年3月31日現在

特定非営利活動法人

日本サハリン協会

(単位: 円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金			
現金	75,739		
当座預金	1,377,812		
普通預金	12,678,244	14,131,795	
前払費用		581,430	
流動資産合計			14,713,225
2　固定資産			
土地		0	
建物		0	
車両運搬具		0	
固定資産合計			0
資産合計			14,713,225
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
預り金		39,918	
流動負債合計			39,918
2　固定負債		0	0
固定負債合計			0
負債合計			39,918
正味財産			14,673,307

書式第１８号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

令和７年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人日本サハリン協会

１　確認事項（法第２０条及び第２１条を確認の上、チェックを入れてください。）

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第２０条関係）
☑各役員について、親族の規定に違反していません。（法第２１条関係）

２　役員一覧

	役　名 どちらかに○	（フリガナ） 氏　　名	[redacted]	前事業年度内の就任期間	報酬を受けた期間 （該当者のみに記入）
1	㊟事・監事	サイトウ　ヒロミ 齋藤　弘美		令和７年４月　１日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
2	㊟事・監事	ナカジマ　ケイコ 中島　圭子		令和７年４月　１日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
3	㊟事・監事	イトウ　ケイコ 伊藤　敬子		令和７年４月　１日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
4	㊟事・監事	ヤマザキ　ユミ 山﨑　裕美		令和７年４月　１日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
5	㊟事・監事	オガワ　チカコ 小川　智佳子		令和７年４月　１日 ～ 令和８年１月２４日	年　月　日 ～ 年　月　日
6	㊟事・監事	フルカワ　ショウコ 古川　章子		令和７年４月　１日 ～ 令和８年１月２４日	年　月　日 ～ 年　月　日
7	㊟事・監事	ソウマ　クニオ 相馬　邦男		令和７年４月　１日 ～ 令和８年１月２４日	年　月　日 ～ 年　月　日
8	㊟事・監事	スゴウ　ゼンイチ 菅生　善一		令和７年４月　１日 ～ 令和８年１月２４日	年　月　日 ～ 年　月　日
9	㊟事・監事	タンナカ　アキコ 淡中　詔子		令和７年４月　１日 ～ 令和８年１月２４日	年　月　日 ～ 年　月　日
10	㊟事・監事	ナガオ　アツシ 長尾　享		令和８年１月２４日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日

書式第１８号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

	役　名 どちらかに○	（フリガナ） 氏　　名	[redacted]	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 （該当者のみに記入）
11	㊟事・監事	ナガオ　ヨウコ 長尾　洋子		令和８年１月２４日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
12	㊟事・監事	カガヤ　ヒトミ 加賀谷　瞳		令和８年１月２４日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
13	㊟事・監事	オザキ　ナミ 尾崎　奈美		令和８年１月２４日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
14	理事・㊧事	オオイ　トモコ 大居　智子		令和７年４月　１日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
15	理事・㊧事	カネウジ　カオリ 金氏　香織		令和７年４月　１日 ～ 令和８年３月３１日	年　月　日 ～ 年　月　日
	理事・監事			年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
	理事・監事			年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
	理事・監事			年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
	理事・監事			年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
	理事・監事			年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日

書式第４号（法第１０条・第２８条関係）

設立・事業報告用

社員名簿（社員のうち１０人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人日本サハリン協会

	氏　　名	[redacted]
1	齋藤　弘美	
2	中島　圭子	
3	伊藤　敬子	
4	山﨑　裕美	
5	長尾　享	
6	長尾　洋子	
7	加賀谷　瞳	
8	尾崎　奈美	
9	大居　智子	
10	金氏　香織	